

評制施行の歴史的前提

——所謂大化前代の「コホリ」について——

鎌 田 元 一

【要約】 所謂大化前代の地方組織については、国造の「クニ」、県主の「アガタ」を以て考えるのが古くからの極めて一般的な見解であるが、そのような中であつて、既に大化前代に「コホリ」と呼ばれた地方政治組織の一定の展開を認めようとする学説も存在する。本稿は、孝徳朝における全面的な建評を認めるべきことを主張した旧稿を踏まえ、そのような評制施行の歴史的前提を探る為に、改めてこの大化前代の「コホリ」についての再検討を試みたものである。まずこれまでの『続日本紀』諸本に対する研究の成果に立って、同書大宝元年七月壬辰条の「県犬養連大侶」が実は「郡犬養連大侶」であること、しかもそれは天武十年以前の古記録に基づく表記と見られることを明らかにした。とすれば、「郡犬養連大侶」であること、しかもそれは天武十年以前のが生まれ、それが同氏の大化前代の職掌に因むものである以上、改めて大化前代における「コホリ」の實在性が裏付けられることとなる。以下これを前提として、そのような「コホリ」の内容・性格、及び「コホリ」と「アガタ」との関係について考察を加え、その一つの具体例たりうるものとして難波郡の問題に言及した。

史林 六三卷四号 一九八〇年七月

はじめに

我が国における古代律令国家の全国的な人民支配は、言うまでもなく、その地方行政組織としての国郡制、就中郡制を機構的な基礎として実現せられたものであつた。従つて律令国家の形成過程を考える上で、郡制の成立過程は一つの極めて重要な指標となるものであるが、この意味で筆者は先に「評の成立と国造」なる一文を公にし、律令郡制の直接の前身

である評制について、その施行時期の問題を中心に若干の考察を試みたことがあった。①そこでは近時有力とみられる評制の段階的もしくは漸時的施行説に対し、あくまで基本的には孝徳朝における全面的な建評を認めるべきことを主張したのであるが、とすれば、そこで直ちに問題とならざるを得ないのは次の点であろう。即ち、そのような孝徳朝における新たな統一的地方行政組織としての評制の施行は、果して前代のいかなる歴史の実体を踏まえて実現せられたものであったか、という問題である。それが全く唐突に構想せられ、実施されたとは考え難い以上、その背景として、既に前代にその類型的な母体となったところの一定の地方政治組織の展開があったと見るのは自然な想定である。本稿は、この点を考えていく上での一つの試みとして、所謂大化前代の「コホリ」について、改めてその实在の可能性を検討しようとするものである。

① 拙稿「評の成立と国造」、『日本史研究』一七六号 一九七七年。

これについては、その後伊野部重一郎氏から全面的な御批判を頂戴しているが（『評制覚書—鎌田氏の『評の成立と国造』をよみて—』『ヒストリア』八二—一九七九年）、いずれ適切な機会を得て改めて再論

したいと思う。ただ孝徳朝における全面的な建評を認める点については、現在でもこれを改める必要はないと考えていることを明らかにしておく。

所謂大化前代の地方組織については、国造のクニ、県主のアガタを以て考えるのが古くからの極めて一般的な見解であるが、そうした中であって、既に大化前代に「コホリ」と称された一定の地方政治組織の展開を想定しようとする学説も存在する。それらについては後に触れるが、少くとも大化直前頃のそのような「コホリ」の実態としては、屯倉を中核とし、田部等に対する編籍をともなう一定の領域的支配が構想されているものと見てよい。後の律令制的諸制度の多くが大化前代の屯倉制において準備せられたとする見解は、従来から様々な形で広く一般に見られるところであるが、この大化前代コホリ論では、その屯倉支配の及ぶ領域を大倭政権に直結する地方政治組織としての「コホリ」として明確化し、

その全国化こそが後の評（郡）制の施行に他ならないとするのである。

しかしながら、今その根拠をつきつめてみると、結局のところ『日本書紀』の「県」字の幾つかに付された「コホリ」という古訓、及び雄略紀を画期として現れ始める固有地名をともなった「某郡」の記載などに帰着し、我が国の場合、確かに大化前代に「コホリ」と称された地方政治組織の実在したことを示す直接的な証拠はないと言ってよいのが実情である。しかしそれにもかかわらず、ここに敢えてその可能性に対する検討を試みようとするのは、実はこの大化前代の「コホリ」に関して、新たな注目すべき史料の存在が知られるからである。それが果して大化前代の「コホリ」の程度に証明しうるかどうか、以下ともかくその史料を紹介することから始めたいと思う。

『続日本紀』巻二、大宝元年七月壬辰条には、壬申年の功臣に対して功の等級に随い食封を賜わったことが見えるが、それにともない、既に先朝において封戸を支給されていた一部の功臣についても、新たにその功策を中等と定め、大宝禄令の規定に従い、各々その四分之一を子に伝えしめることが決定された。今その記事を新訂増補国史大系本によって示せば次の如くである（①～⑨は後に掲げる校異の番号）。

（前略）又壬申年功臣、随功^①第亦賜食封、並各有差。又勅。先朝論功行封時、賜村国小依百廿戸。当麻公国見、県犬養連大^②侶、櫻井連小君、書直知徳、書首尼麻呂、黄文造大伴、大伴連馬米田、大伴連御行、阿倍普勢臣御主人、神麻加牟陀君児首一十人^③各一百戸。若按部臣五百瀬、佐伯連大目、牟宜都君比呂、和尔部^④君手四人各八十戸。九十五人、賞雖各異、而同居中第。宜依^⑤令四分之一伝子。（後略）

ここには既に先朝において功封を支給されていた功臣として一五人の名があげられているが、その中で今問題にしようとするのは県犬養連大侶についてである。というのは、大系本では右に示した如く「県犬養連」と表記されているが、実はその底本である宮内庁書陵部所蔵の谷森善臣旧藏本では、ここは「県犬養連」ではなく「郡犬養連」に作っていることが知られるからである。大系本はこれを明暦三年の印本、及び大宝元年正月癸卯条の「県犬養宿禰大侶」の表記によっ

て改めているのであるが、猿頭の校勘記に対応して本文「県」字の傍に付されるべき「・」符が落ちてゐる為、一般にこのことには殆ど注意が払われてはいない。印本を底本とした朝日新聞社本六国史の『続日本紀』においても「県」字に作るのは勿論のことである。しかし若しこの「郡犬養連」の表記が認められるとすると、これは一応「コホリノイヌカヒノムラジ」と訓まれることになり、ここに『日本書紀』の古訓を離れて、県＝コホリとするより、具体的に直接的な史料が見出されることとなる。本稿において注目しようとするのはこの点であつて、後述する如く、この「郡犬養連」とする本文は充分考慮に値するものと考えるのである。しかしこれが『続日本紀』の原文であることを承認するには、さらに詳細な手続が必要である。以下まずその第一歩として、現存諸本間における文字の異同について検討を加えることとする。参照した諸本は次に掲げる計二〇本であるが、参考の為に右に引用した史料全体についての校異を掲げておくこととする。

〔参照諸本〕

○〔金〕金沢文庫本（蓬左文庫所蔵、四〇軸、但し巻一～巻十は慶長一九年の補写）

○永正本系（卜部本系） 諸本

〔兼〕吉田兼右本（天理図書館所蔵、七冊）

〔梵〕神龍院梵舞本（同右所蔵、二〇冊、但し第五冊欠）

〔閣〕内閣文庫本（内閣文庫所蔵、二〇冊、紅葉山文庫旧蔵本）

〔谷〕谷森善臣旧蔵本（宮内庁書陵部所蔵、七冊、国史大系本底本）

〔中〕谷森善臣旧蔵中原家本（同右所蔵、七冊）

〔十〕十冊本（同右所蔵、一〇冊）

〔東〕東山御文庫本（東山御文庫所蔵、四〇軸）

〔高〕高松宮本（高松宮所蔵、四〇冊、有栖川宮旧蔵本）

〔前〕前田家本（尊経閣文庫所蔵、七冊）

〔猪〕猪熊本（恩頼堂文庫所蔵、七冊、但し第一〜第三冊のみ現存）

〔宮〕神宮文庫本（神宮文庫所蔵、一五冊）

○元和校本系諸本

〔角〕角倉本（蓬左文庫所蔵、一三冊、寛永一二年角倉平治献上本）

〔吉〕吉田家本（天理図書館所蔵、一三冊）

〔九〕九条家本（同右所蔵、一三冊）

〔桂〕桂宮本（宮内庁書陵部所蔵、一三冊）

〔近〕近衛家本（陽明文庫所蔵、一三冊）

〔河〕河村秀興旧蔵本（多和文庫所蔵、一三冊）

○その他

〔谷一〕谷森善臣旧蔵一本（宮内庁書陵部所蔵、二〇冊）

〔印〕明暦三年立野春節校印本（二〇冊）

〔校異〕

(1) 等、諸本无、但〔河〕傍朱イ本有。大系本拠日本紀略補。

(2) 亦、〔桂〕〔近〕无。〔金〕〔兼〕〔梵〕〔閣〕〔谷〕〔中〕〔十〕〔東〕〔高〕〔前〕〔猪〕〔宮〕〔角〕〔吉〕〔九〕〔河〕〔谷一〕作六、但〔宮〕加筆改亦、

〔谷一〕加朱筆改亦而更傍朱書「亦」、〔角〕〔吉〕朱抹而傍朱書「此字未詳」。大系本拠〔宮〕〔印〕改。^①

(3) 廿、〔角〕〔吉〕〔九〕〔桂〕〔近〕〔河〕〔印〕作二十。〔宮〕傍書「二十」

(4) 県、〔金〕〔兼〕〔梵〕〔閣〕〔谷〕〔中〕〔十〕〔東〕〔高〕〔前〕〔猪〕〔宮〕〔角〕〔吉〕〔河〕作郡、但〔宮〕抹而傍朱書「県」、〔角〕朱抹而傍書

「県乎」〔吉〕〔河〕傍書「県乎」。大系本拠〔印〕及大宝元年正月癸卯条改。

- (5) 大伴、〔前〕〔猪〕无、但〔猪〕傍書補。
- (6) 一十、〔宮〕傍書「十一カ」而朱抹、〔角〕抹而改十一。〔吉〕〔九〕〔桂〕〔近〕〔河〕〔谷〕〔印〕作十一。
- (7) 目、〔十〕〔高〕〔東〕作日。
- (8) 臣、諸本无。大系本拠文武元年九月壬寅条及靈龜二年四月癸丑条補。
- (9) 手、〔宮〕作午而傍書「手」

さて以上の結果を見ると、問題の県犬養連大侶については殆どの本が「郡犬養連」に作っており、「県犬養連」とあるのは、二〇本のうち九条家本、桂宮本、近衛家本、谷森善臣旧蔵一本、印本の計五本に過ぎないことが知られよう。このうち印本は立野春節の校訂になるものであり、谷森善臣旧蔵一本もまた冊数、半丁の行数（八行）、一行の字詰（一八字）ともに印本と一致し、内容においても印本と極めて類似した後次的な写本である。従ってこれらを除外すると、結局のところ残る三本はいずれも一三冊本であることがわかる。この一三冊本というのは第一表に示した如き特異な巻次構成をもつ諸本であるが、それらは単に各冊の巻次構成が一致しているばかりでなく、半丁の行数（八行）、一行の字詰（一九字）もまた一致しており、内容上も相互に極めて近い関係にある一群の写本である。その本文は、既に北川和秀氏によって指摘されているように、^③ 基本的に金沢文庫本（補写部分を含む）の系統に属し、それに永正本との対校の結果を加えて形成されたものと見られる。その巻一の本奥書に共通して

考本云永正十二年閏二月三日書之

元和八壬戌年仲夏廿日以実隆公自筆本考了同日加句読 西山期遠子

とあるのがその間の事情を示しているが、^④ 先に元和校本系諸本として一括したように、現存一三冊本は全てこの元和八年の西山期遠子による校本を祖本とするのである。とすると、右の九条家本以下の三本に「県犬養連」とあるのは、決してこの系統における本来の本文を示しているわけではないことが知られよう。何故なら、先の校異に示した如く、元和校本

第一表
13冊本の巻次構成

冊	巻次
1	1～4
2	5～8
3	9～11
4	12～15
5	16～19
6	20～22
7	23～25
8	26～29
9	30～32
10	33～35
11	36
12	37～38
13	39～40

のもとになったと見られる金沢文庫本、及び永正本系諸本のいずれもが「郡犬養連」に作っているものであり、従って元和校本自体もまた同様であった可能性が強いからである。事実、同じく一三冊本の中にあっても、角倉本、吉田家本、河村秀興旧蔵本などはその本文を「郡犬養連」に作っているのであり、傍書にて「県平」と註記されているに過ぎない。この傍書が西山期遠子自身によるものか、或はその後の最初期の転写本において初めて付されたものかは明らかでないが、「郡犬養連」というような見馴れぬ文字使いに対する不審の念を表明したものに相違なく、九条家本、桂宮本、近衛家本などは、その後の転写者の恣意的な判断によって、さらにこの傍書を以て原本本文を改めてしまった姿に他ならないのである。ここに掲げた六点の一三冊本のうちでは角倉本が最も原形に近く、桂宮本、近衛家本などは最も後次的であることが、先の(2)「亦」(6)「一十」などの字句の校異を通じても窺われるであろう。

このように見てくると、印本、谷森善臣旧蔵一本を含め、結局のところ「県犬養連」とする本文は全て江戸期以降の恣意的な校訂の結果に過ぎないことが知られよう。神宮文庫本の傍書に朱筆で「県イ」とあるのも同断で、同本が書写された承応二年以後に行われた別本との対校にもとづく註記であり、そのイ本は他の校合箇所から見ても印本、もしくは一三冊本系の一本かと思られる^⑤。先の校異にみる如く、永正本系の本文では元来このような傍書は存在しないのであり、それが中世以前に存在した別系の古写本の本文を伝えるようなものではないことは明白である。筆者はお幾つかの本について未調査ではあるが、金沢文庫本の影写本を除けば殆どが一三冊本であり、その本文が「郡犬養連」を原形とすることは右

に見た通りである。その他の若干の写本を含めても、以上の調査でまずその大要を尽していると言って差しつかえなく、従って現存諸本によって見る限り、大宝元年七月壬辰条における「郡犬養連大侶」の表記はやはり動かし難いものと言わねばならないのである。しかし直ちにそれが『続日本紀』の原本本文であると断定するには、ここになお考慮を要すべ

き困難な問題が残されている。以下節を改めてその点を検討しておくこととしよう。

① 印本は「亦」字に作るが(左図A)、よく観察すると他の箇所「亦」字(左図B)とは字形が違っており、「六」字に後から「月」を加えたものの如くである。宮内庁書陵部蔵本、内閣文庫蔵本、京都大学蔵本、東京大学史料編纂所蔵本など三〇数点について見た限りでは、後印本も含めて全て同様である。印本に関して殆ど未調査な私にはその間の事情について確言し難いが、図Aの一部を図Cとして拡大したように、最終画の上に第四画の堅棒が墨色を異にして重なっており、これが何らかの技法によって後から加えられたものであることは確かである。



二

『統日本紀』の現存諸写本は、前節に示したように、大きく見て、永正本系(卜部本系)と金沢文庫本系の二つの系統に区別されるが、問題は名古屋市蓬左文庫現蔵の金沢文庫本四〇巻のうち、真本は巻十一〜四十の三〇巻のみで、大宝元年紀を含む巻一〜十の部分は慶長一九年の補写本だという点である。従ってこれが何本によって補写されたものかという点が非常に重要になるのであるが、真本が各巻首尾に「金沢文庫」の黒印を捺すのに対し、補写本一〇巻は各巻首に「金沢本写」の四文字を存しており、一見、恰もそれが既に失われた真本を以て、また或は別種の金沢本によって書写されたかのような感をも抱かしめる。もしそうであれば殆ど問題はないのであるが、しかし残念ながらこれはそうではない。既に北川氏の指摘にあるように、この補写本一〇巻は永正本系の本文を伝えるものであり、直接には内閣文庫本(紅葉山文庫

ある。即ち印本においてもここは元来「六」であったと考えられ、ここを「亦」とするのは全て近世以降の文意による校訂の結果であることが知られる。

② 谷森一本が関字をとらない為に、一冊の丁数においては若干の相違を来たしている。

③ 北川和秀「統日本紀諸本の系統について」(『統日本紀研究』一八八一九七六年)。

④ 但し、本稿に掲げた六点の一三冊本の中では、桂宮本、近衛家本がこの本奥書を脱している。

⑤ 本文に掲げた校異の範囲では、(3)廿、(6)一十などの校合によくそれが窺われる。

旧蔵本）を親本として書写されたものなのである。② 氏は本文内容の比較によって、吉田兼右本↓内閣文庫本↓金沢補写本という転写関係を明らかにされたが、三本を詳細に比較すれば、氏の掲げられたもの以外にも右の関係を証する多数の事実を見出すことができる。③ しかもこの三本に関しては、『続日本紀』の場合には珍しく、他の記録史料によってもその関係を裏付けることができるのである。

それらはいずれも徳川家康の蒐書事業にかかわるものであるが、まず最初に家康のもとにもたらされた『続日本紀』は金沢文庫本三〇巻であり、それは慶長一七年三月のことであった。即ち『駿府記』同月一〇日条に

伊豆山般若院快速猷続日本紀。令道春誦之。

と見えるのがそれで、『高野春秋』によれば、同本は慶長一五年一〇月、般若院に没した高野山学侶の棟梁頼慶の所持本であったという。これが家康に献上された当初から一〇巻分を欠いていたらしいことは、『駿府記』同一九年六月二日条に

今日巻本之続日本紀不足之処十巻、此中仰五山衆令書続給、捧御前。

とあることよって窺われるが、この時五山衆に命じて補写させた不足分一〇巻が今問題の金沢補写本なのである。では家康は金沢本の不足を何本よって補写させたのであろうか。後述するように、この時の補写は駿府で、家康のもとにあった別本を以て行われているのであるが、この時以前に金沢本以外に家康のもとにあった『続日本紀』といえば、それは前年三月に神龍院梵舜によって献上された一本以外には知ることができない。

家康は快運から金沢文庫本三〇巻を献上されて以来、何とか完全に『続日本紀』の写本を入手することを念願していたらしく、その同じ年の冬頃から、林羅山、金地院崇伝を通じて梵舜のもとに卜部家の『続日本紀』を書写・献上するよう働きかけていた。『舜旧記』慶長一七年一月八日条に

薬師参詣次、道春所江罷。高嶋硯一面令持参。面会雑談共也。続日本紀之事申渡了。

と見え、『本光国師日記』同年二月二十八日条に

神龍院へ依道春望折紙遣。続日本紀御進上可然由申遣。

とあるのがその間の消息を物語っているが、梵舜は崇伝からの折紙をうけて、翌一八年正月にその書写にとりかかったようである。即ち『舜旧記』同一八年正月一日条に

続日本紀七冊、吉田ヨリ左京助持来也。駿河国大御所様依御誂、予書写之義申付也。急々義也。道春申次也。

と見えるのがそれであるが、ここで注目されるのは、梵舜が家康への献上本を書写するにあたって、吉田より取り寄せた『続日本紀』が七冊本であったという事実である。吉田家（卜部家）に鎌倉時代初期から伝来した累代の家本は二〇冊本であったが、この本は兼満の代、大永五年に焼失してしまつたらしく、その子兼右は天文年中に至って、先に永正一二年、三条西実隆・公条父子が卜部家本を書写した永正本（七冊）を逆に書写することとなつた。④これが今日現存の兼右本七冊なのであるが、右のような事情であるから、この慶長一八年当時、吉田家に伝存している『続日本紀』といえはこの兼右本をおいて他にはないのであり、右の『舜旧記』の記事はよくそれに合致するものと言わねばならない。即ち梵舜は兼右本を以て家康への献上本を書写させたのである。

その後『本光国師日記』同年二月二十四日条に「豊国神龍院二月十三日之状来」と見えるが、これは恐らく既に書写の功成つたことをしらせたものと思われ、折り返し崇伝から出府すべき旨の連絡を受けたものであろう、新写の『続日本紀』を携えた梵舜は、三月八日、駿府へと向けて京都を出発した。駿府到着は一四日のことであるが、翌一五日の『舜旧記』には

早朝金地院へへ籠。予小袖一ツ柿色綾
ツラ紫也令持参。次萩原ヨリ小袖一ツ綾青サヤト
云小袖也也。於伝長老朝食也。御城之御礼、今日可然之由仰候

問、則罷出也。已刻御対面。予一番御礼申上也。杉原十帖、続日本紀廿冊桐箱入進上也。御前之任合無残処、本書御気色入事、無是非仕合共安堵仕也。

と見えており、早速に家康への同書献上のことが行われたことが知られる。

ここで注目されるのは、家康への献上本が二〇冊とされていることである。即ち七冊本の構成をとる兼右本から書写したこの『続日本紀』は、その体裁を一新し、二〇冊本として纏められていたわけであるが、これは言うまでもなく内閣文庫本の冊数と一致している。先述の通り、内容上からも、内閣文庫本が兼右本から出たことは明らかであるが、以上によって、この時梵舜によって家康へと献上された本こそ、内閣文庫現蔵の旧紅葉山文庫本であることが知られるであろう。尤、この時期に梵舜のもとで書写された『続日本紀』としては、実は今一部の二〇冊本が現存している。それは天理図書館所蔵の梵舜本であるが、その最終冊に

右続日本紀四十冊遂全部

之功者也

慶長十八丑癸歲正月吉日神龍院梵舜（花押）

享保十九仲秋日一見了

ト（花押）

という奥書を存しており、慶長一八年正月の書写であることが知られる。しかもこの本もまた内容的に兼右本から出たものであることが知られるので、或はこれこそ『舜旧記』に見える家康への献上本ではないかとの疑いが起こるかも知れぬ。しかし右の奥書に見る通り、同本には享保一九年の良延（兼雄）の識語が加えられており、その後も旧吉田子爵家に伝えられて、戦後になって天理図書館に入ったもので、これが家康への献上本でないことは明らかである。従って慶長一八年正月頃、梵舜のもとでは、兼右本を親本として二部の『続日本紀』が書写されたものと見る他はない。^⑦

さて梵舜献上本を入手した家康は、翌一九年四月、折りから詩文を試みる為に駿府に召し寄せていた京都五山の僧侶達に命じ、他の諸書と共に新たな幕府政治の参考に資すべき条々を抜書させた。即ち『駿府記』慶長一九年四月五日条に

群書治要、貞觀政要、統日本紀、延喜式、自御前出、五山衆可令書拔公家武家可為法度之処之旨被仰出。金地院崇伝、道春承之。と見え、同じく一三日条に

今日群書治要、統日本紀、延喜式等之抜書、上于御前。金地院、道春於御前読進之。

とあるのがそれであるが、今日所々に架蔵される『統日本紀綱要』上下二冊こそ、恐らくこの時の抜萃にかかるものであろう。内閣文庫本『統日本紀』には、現在もこの『統日本紀綱要』二冊が一部のものとして付属せしめられている。

その後、四月下旬に五山衆は駿府を発つて江戸へと赴いたが、五月下旬には再び上洛の途上駿府へ立寄り、そこで金沢文庫本の欠巻を補写することとなった。先に掲げた『駿府記』慶長一九年六月二日条の示すところであるが、仏性本源國師所叔頭暉の日記『居書集』（『鹿苑日録』のうち）には、その様子がさらに詳しく記録せられている。即ち五月二九日条に

到金地院、書統日本紀。上州大野筆一对、南都墨一挺宛、賜書統日本紀之衆十員也。

と見え、六月朔日条にも

早朝□金地院、書統日本紀。喫氷也。

と見えるのがそれであるが、ここに「書統日本紀之衆十員」とあるのは金沢補写本一〇巻の現状によく合致している。これは一人が一巻ずつ書写したことを示しているが、現存の補写本一〇巻は各巻その筆跡を異にしており、頭暉以下一〇人の五山僧によって書写されたものであることを裏付けているのである。これに対し、巻首に付された「金沢本写」の四文字は一〇巻とも全て同一筆と認められ、恐らくは後に一括して記入されたもので、このような点からもそれが決して真実を示したのではないことが知られよう。先述のように、この時点で家康のもとにあった『統日本紀』と言えば、金沢本以外には前年三月の梵舜献上本が知られるのみであり、内容比較からする所見と相俟って、金沢本の補写が梵舜献上本に拠って行われたことは疑いない事実と言わねばならないのである。^⑧ 家康の死後、駿府の蔵書は所謂「駿河御讓本」として

御三家に分譲されたが、その一部はまた生前から秀忠のいる江戸城の文庫にも送られていた。補写本を含む金沢文庫本四〇巻は尾張の義直に贈られ、そして梵舜献上本は紅葉山文庫に入って今日に伝存することとなったのである。

以上、兼右本↓内閣文庫本↓金沢補写本という転写関係が、内容上からも、また外的な記録史料の上からも確かめられることを述べたのであるが、これの意味するところは重大である。何故なら、右の事實は、『続日本紀』の場合、巻一〇十の部分については異なる二系統以上の本文が今日に伝えられてはおらず、知られるのは全て卜部家本、直接には永正本系の本文のみであることを示しているからである。このことは一般に『続日本紀』の巻十以前を史料として用いる場合、充分に注意しておかねばならぬことであるが、特に本稿のように、一般的な文字使用とは異なる特殊な用字を問題とする時、極めて慎重な取り扱いが要求されることになる。前節において、現存諸本によって見る限り大宝元年紀の「郡犬養連」の表記は動かし難いことを明らかにしたが、今日伝存する本文が全て永正本から発したものであってみれば、それは結局のところ永正本、もしくは遡って卜部家本の本文がそうであったことを示すに過ぎず、直ちにそれが『続日本紀』の原本文であるとは容易に断定することができないのである。このようにかかなり困難な問題を含んでいるが、しかしそれにもかかわらず、ここに取り上げた大宝元年七月壬辰条の「郡犬養連」の場合、これが原本文である可能性は非常に強いものと考えられる。以下その根拠について述べることにしよう。

- ① 『名古屋市善本解題図録』第一輯（一九六七年）では「別の金沢文庫本によって補写された」という見解がとられている。
- ② 北川和秀「続日本記諸本の系統について」『続日本紀研究』一八八（一九七六年）。
- ③ 紙幅の都合で三本の詳細な対照表を掲げることが省略するが、例えば次のような事実を指摘することができる。
 - (1) 大宝二年二月乙丑条の分註「先是別有税司主鑑至是始給国司焉」の「国」字を内閣本、金沢補写本は欠き、一字分空白としているが、兼右本ではこの部分が虫損で読みとれなくなっている。
 - (2) 靈龜元年四月癸酉条において、金沢補写本は「小治田朝臣安麻呂 泉犬養宿禰筑紫平群朝臣」の「九」字を脱しているが、これは内閣本の丁度一行分、しかも第三冊第卅二丁表の末行に相当している。同様の例は他に数箇所ある。
 - (3) 兼右本ではこの部分が虫損で読みとれなくなっている。
 - (4) 卜部家伝来本が二〇冊本であり、鎌倉時代初期から伝来したとみられること、永正本の書写が実隆・公条父子によって分担して進められたこと、については拙稿「卜部家本及び永正本『続日本紀』について

の二・三の考察」(『続日本紀研究』一九三 一九七七年)、永正本が七冊本であったことについては拙稿「永正本『続日本紀』の本文復原に関する予備的考察」(『続日本紀研究』二〇〇 一九七八年)、卜部家相伝本が大永五年に焼失してしまつたらしいことについては北川氏註②論文をそれぞれ参照されたい。なお兼右本の書写時については、その帙の表に「吉田兼右手写天文中古写本」とある判断に従つた。

⑤ 『改訂 内閣文庫国書分類目録』上では同本を慶長一九年書写としているが、同一八年梵舜等書写とでもするべきところであらう。

⑥ 北川氏註②論文。

⑦ 内閣本は半十八行、一行一九字詰であるのに対し、同じ二〇冊本でも梵舜本は半十一〇行、一行二四字で、一行の字数は親本である兼右本の前半部の体裁を踏襲している。

⑧ 岸俊男「『続日本紀』写本と壬戌歳戸籍」(『続日本紀研究』二〇〇

一九七八年)では、和銅元年七月乙巳条に見られる戸籍藤目裏書の竄入、即ち「紀伊国名草郡且来郷壬戌歳戸籍」の一四文字が本文中に存在するか傍書として存在するかによって諸本の分類を行い、その結果として、兼右本と内閣本・金沢補写本の二本とは別グループとして位置付けられている。そして金沢補写本についてはやはり本来の金沢文庫本を写したとする見解が述べられているのであるが、しかし本文に總述した如く、この三本の転写関係については疑いなく、右の一四文字についても、兼右本などの七冊本では元来異本校合の結果として傍書してあったものを、内閣本の書写時に本文に組み込んだものと理解すべきである。兼右本の傍書イ本の文字を本文に写し込んだり、またそれで以て元来の本文を訂正したりすることは内閣本の随所に見られ、同時期にはやはり梵舜のもとで書写された天理図書館の梵舜本でも同様のことが行なわれている。

三

今仮りに「郡犬養連」の「郡」字が原本本でないとするれば、考えられるのは永正本書写時における誤写、もしくはその親本である卜部家相伝本の書写時における誤写の可能性である。しかし「県」字と「郡」字とを比較すると、草体においてもその字形はかなり相違しており、一般に不注意による誤写の可能性は殆どないと見るのが妥当であらう。事実『続日本紀』の他の箇所における県字の用例を調査すると、第二表に示した如く、全部で一七三箇所ほどの使用例を検出できるが、他に一つとしてこれを「郡」に誤写したような事実はないのである。或はこれを『日本書紀』の古訓に「県」を「コホリ」と訓むような、そのような学的环境のもとで、書写者が無意識のうちに「郡」と書いてしまったものと見ても事情は同じであらう。書写に際してそのようなことが容易に起りうるほど「県」字を「コホリ」と訓むことが当時一般化して

第二表 『統日本紀』における県字の使用例

語		句	数	
氏	県犬養宿禰（連）		94	109
	大県史（連）		2	
姓	県主・県造		13	
人名	阿倍朝臣御（三）県・多治比真人県守・衣君県・新良木舍姓県麻呂・県女王		40	40
地名	国内（諸県舞を含む）		13	23
	中国		10	
他	畿県		1	1
計			173	

いたとすれば、他の箇所においても今一つぐらい同様の実例が存在していてもよさそうなのである。またこれを単なる誤写ではなく、書写者が意識的に書き改めたのだと見るのも現実的でなく、全く必然性に乏しい。「県犬養連」は極めて一般的な見馴れた用字であるのに対し、「郡犬養連」という書き様は他に類例もなく、先に見た九条家本・桂宮本・近衛家本のように「郡」を「県」と書きかえることはあっても、その逆は考え難いことと言わねばならないのである。

このように「郡・犬養連」の表記を後代の誤写、もしくは意図的な改変と見る可能性は殆どないように思われるのであるが、勿論それは絶対的なことではない。ただここで注目されるのは、この大宝元年七月壬辰条は特殊な史料的人格をもっており、ここに見える壬申年功臣の表記は、前後の記載とは異なり、いずれも天武朝の古記録にもとづく古い表記をそのままに保っているものと見られる点である。この点は既に野村忠夫氏の指摘されたところであるが、^①同条に見える一五人の功臣について、今改めて『日本書紀』も含めた前後の記載との関係を表示したのが第三表である。これによれば、大宝元年七月壬辰紀における壬申年功臣の氏姓表記は、改賜姓の事実の知られる全ての例について、いずれもそれ以前の古いカバネをもつことが注目される。これに対して『日本書紀』『統日本紀』ともに、その他の箇所では、改賜姓を境とするカバネの書き分けが行なわれており、各々その時点現在の姓が示されているのである。勿論これが当然であって、大宝元年紀の表記は、一五人の功臣が功封を支給された時点、即ち文中にいう「先朝論功行封時」における氏姓表記をそのまま踏襲した結果に他ならない。その先朝（天武朝）における論功行賞が何時の時点のことかは明確ではないが、「書直知徳」の表記よりして、これが「連」を賜姓された天武一〇年二月

第三表 大宝元年七月壬辰紀における壬申年功臣の姓表記の特異性

大宝元年紀	壬申紀	改賜姓	壬申紀～大宝元年紀	大宝元年紀以後
村国小依	村国連男(雄)依	—	天武5・7(連)	靈龜2・4, 宝字元・12, 神護2・11(連)
当麻公国見	—	天武13・10(真人)	朱鳥元・9, 持統11・2, 文武3・10(真人)	—
郡犬養連大侶	県犬養連大伴	天武13・12(宿禰)	天武9・7(連) 天武14・9, 朱鳥元・9, 大宝元・正(宿禰)	—
櫻井連小君	朴井連雄君	—	天武5・6(連)	—
書直知徳	書直知徳	天武10・12(連) 天武14・6(忌寸)	天武10・12(連) 持統6・5(忌寸)	靈龜2・4, 宝字元・12(忌寸)
書首尼麻呂	書首根摩(麻)呂	天武12・9(連) 天武14・6(忌寸)	—	慶雲4・10, 靈龜2・4, 宝字元・12(忌寸)
黄文造大伴	黄書造大伴	天武12・9(連)	持統元・8(連)	大宝3・7, 和銅3・10, 靈龜2・4, 宝字元・12(連)
大伴連馬来田	大伴連馬来田	—	天武12・6(連) 註	延暦元・2(宿禰……伯麻呂)
大伴連御行	—	天武13・12(宿禰)	天武4・3(連), 天武14・9, 持統2・11, 同5・正, 同8・正, 同10・10, 文武4・8, 大宝元・正(宿禰)	大宝元・8, 和銅5・9(宿禰)
阿倍善勢臣御主人	—	天武13・11(朝臣)	朱鳥元・9, 持統元・正, 同2・11, 同4・正, 同5・正, 同8・正, 文武4・8, 大宝元・3(朝臣)	大宝3・閏4, 慶雲元・7, 天平4・2, 宝字5・3(朝臣)
神麻加牟陀君児首	三輪君子首	—	天武5・8(君)	—
若桜部臣五百瀬	稚桜部臣五百瀬	天武13・11(朝臣)	持統10・9(朝臣)	—
佐伯連大目	佐伯連大目	天武13・12(宿禰)	持統5・9(宿禰)	—
牟宜都君比呂	身毛君広	—	—	天応元・3(公……真依)
和爾部君手	和珥部臣君手	—	文武元・9(臣)	靈龜2・4, 宝字元・12(臣)

註：大伴氏は天武13年12月に宿禰を賜ったが、馬来田はそれ以前、同12年6月に薨じた。

以前のことであるのは疑いなく、野村氏も言われるように、その時の記録が関係の官司に伝えられ、この大宝元年七月壬辰勅の作成にあたって参照されたものと考えられる。即ちこの大宝元年七月壬辰紀の表記は天武朝の古記録を今に伝える誠に貴重な史料と言うべく、そこに「県犬養連」ではなく「郡犬養連」とあることを筆者は重視するのである。

因みに、野村氏は村国小依について、この大宝元年紀の記載を根拠に壬申紀に「村国連男依」とあるのを否定し、村国氏は元来無カバネであったことを主張されたのであるが、同様のことは和爾部臣君手についても言えるように思う。第一節での校異に示したように、この場合、大宝元年紀の記載は諸写本ともに「臣」字はなく、大系本はこれを文武元年九月紀、靈龜二年四月紀によって補っているわけであるが、そのような必要はなく、これも元来無カバネであったと見るべきであろう。和爾部君手は壬申紀の後、文武元年九月紀に「丸部臣君手」として見えるのが初見であるが、恐らくこの間に壬申年の功によって「臣」姓を付与されたものと見るべく、出雲臣狛や村国連男依の場合と同様に、壬申紀に「和珥部臣君手」とあるのは追記と考えられる。この他にも単にカバネの問題に限らず、この和爾部君手を始めとして、榎井連小君、書首尼麻呂、阿倍普勢臣御主人、神麻加牟陞君児首、牟宜都君比呂など、この大宝元年紀の記載には、その用字法の全体に涉って、『日本書紀』を含む前後の記載とは異なる特色が見られる点も注意されるところである。

「郡犬養連」の「郡」字が一般に後代の誤写と見做し難いことは先に述べたが、大宝元年紀のこのような特殊な史料の性格が明らかになってみれば、全部で二〇〇例近い『続日本紀』の「県」字の中で、この箇所に限ってそのような誤記が生じたと見るのは一層困難であろう。むしろここはその特色ある用字法全体の中で「郡犬養連」の表記を受け止めるべきであり、天武朝においては、八世紀以後に一般化し定着する「県犬養」の表記に対し、なおその「県」字を「郡」と書く場合もあったことを、そして大宝元年七月壬辰紀では、その表記がそのままに踏襲されたことを認めたいと思うのである。勿論原本そのものが今日に伝存しない以上、これはあくまで一箇の仮説といふべきであろう。しかしその意味では、極論すれば、他の文書史料等の裏付けを持たない全ての記載が、特に卷十以前の部分にあっては、それが歴史的眞実であるこ

とを保証する何物も存在しないのであり、以上の如き手続きを尽した上での右の結論はそれなりに認められることと信ずるのである。本稿では、これが一つの仮説であることを充分に認識した上で、敢えてこの「郡犬養連」の表記を前提として、以下所与の問題に若干の検討を試みることにしたい。

① 野村忠夫『律令官人制の研究』第三章第一節「村国氏の中央貴族官人化」（一九六七年）。

四

まず最初に大化前代の「コホリ」に関する従来の主要な学説をふり返しておくこととするが、その点で第一に取り上げねばならないのは中田薫氏の所説であろう。①即ち氏は、それまで一般に国造のクニ、県主のアガタを以て大化前代の地方組織を考えてきたのに対し、史料上に見える「県」には稲置の主宰する「コホリ」と県主の「アガタ」とがあると、国の下に位置付けられる当時普通の行政区分としての県は「コホリ」であって、「アガタ」はそれとは別に点在した御料地であるとの説を提唱された。これは『隋書』及び『北史』の倭国伝に

有軍尼二百二十人。猶中国牧宰。八十戸置一伊尼翼。（翼）如今里長也。十伊尼翼属一軍尼。

と見え、さらに『日本書紀』成務五年九月条にも

令諸國、以國郡立造長、県置稲置。

と見えて、国造（国）―稲置（県）の二段階の行政組織が示されているのに対し、『古事記』成務段には

定大國小國之國造。亦定賜國國之界、及大県小県之県主。

とあることとの矛盾を解決しようとしたもので、孝徳紀大化元年八月庚子条の「県稲置」の語に付された古訓「コホリノイナキ」に着目して出されたものであった。氏が『日本書紀』の記載をそのままに受けとめる立場から、成務朝以来、国県二段階の整備された行政区画が存在したとする点などは、勿論今日において到底認め難いことではあるが、『日本書紀』

の古訓を主たる根拠とするとはいえ、「大化二年度の行政区劃改定に當って、何故に『クニ』と同様由来久しき『アガタ』なる歴史的名称を棄てて、突如『コホリ』なる語を以てこれに代へたか」^②従來の解釈では説明できぬとして、稲置の県を「コホリ」として理解しようとしたことは、その後の研究に一つの方向を与えるものであった。津田左右吉氏もまた、大化の郡制を論じた中で、孝徳朝に「クニの語と共に行政区劃の一般的称呼とせられた此の語（コホリ―筆者註）は、これまで全く世に用ゐられなかつたものであったとは考え難い」として、既に大化前代に「コホリ」と呼ばれた地方区画の存在した可能性を認めておられる。^③

さて戦後、右の中田説を継承し、大化前代における「国―県」の二段階行政組織の成立を積極的に主張しておられる論者に井上光貞氏がある。氏は当初、遅くとも七世紀初頭には国県制が成立していたこと、しかし国県制の滲透度には地域的な不均等が見られたこと、のみを主張し、稲置は県主のカバネであるとして、中田説の特色をなす「二種の県」論を否定されたが、^④その後上田正昭氏との論争を経て前説を訂正し、稲置の主宰する国県制の県と県主の県とを区別する中田説へと回帰された。^⑤但し、そこでは稲置の県を何と称したか、即ち「コホリ」と「アガタ」の訓の問題には直接触れてはおられぬが、近時の『飛鳥の朝廷』^⑥においては「県稲置」の語に度々「こほりのいなぎ」の訓を付して使用されているので、それが「コホリ」と呼ばれた、もしくはそう呼ばれることもあったことを認めておられるのであろう。そしてこの書では、県稲置と六世紀以後の所謂後期屯倉との関係が想定され、一方、県主系の県もまた国造の治める国の下部機構に再編されたとして、畿内では国造―県主の、畿外（東国）では国造―県稲置（屯倉を核として形成された県―コホリ―の官人）の、それぞれ二段階からなる地方政治機構（国県制）の存在が構想せられているのである。

このような井上氏の国県制論とは別に、戦後の郡評論争の在り方を批判して、我が国における「コホリ」の歴史的な性格、及びその展開過程を追求し、初めて大化前代の「コホリ」に関する本格的な研究を試みたのは米沢康氏である。^⑦氏は『日本書紀』における「某郡」記載の分析、及び新羅の六啄評など朝鮮のコホリの性格を踏まえて、我が国の「コホリ」は元

来帰化人集団の族制的人的団体の称呼として出発したものであること、それが大倭政権の国内支配との関係において次第に政治的地域団体としての意味あいを強め、そのような「コホリ」を類型的母体として、大化後の郡(評)制が法的に全国的に施行されたことを指摘された。そしてさらに、そのような政治的地域的な性格を強めた、謂わば二次的な「コホリ」と屯倉・造籍との関わりを指摘されたのであるが、この点は前記の井上氏の所論にも反映するところとなっている。

この米沢説を継承し、「県」史料に対する中田氏の理解をさらに徹底させた論者に山尾幸久氏がある。氏は、従来「アガタ」の史料とされてきたものに殆ど確かなものはなく、それらはいずれも「コホリ」で、県は「コホリ」を表記した古い用字であることを主張し、我が国における「コホリ」の源流は新しいタイプの屯倉および戸の成立と不可分の関係にあり、「ミヤケ」「イナキ」「コホリ」の三者は相互に本質的な関連を持つものとされた。^⑧尤、氏の近説では、「某県で示そうとしている実体はコホリであり、のちに県をコホリと読む古訓の現れる根拠も明らかであるが、正訓そのものはアガタであると修正せねばならない」として前言を翻し、^⑨「尊い田(崇田)〃を原義としつつ、県字との結合をみた七世紀前半の「アガタ」は、朝廷開墾地型の所謂「田部のミヤケ」であり、これに対して土豪献上地型ミヤケは「ミタ」と呼ばれたという、非常にユニークな見解が提示されている。^⑩その当否はともかくとして、先の引用部分、及び田部に編成された朝鮮系渡来人集団が「集団ごとに某コホリと呼ばれることもあったか」と述べられている点よりすれば、ここにもかくも「アガタ」と「コホリ」の両呼称が同一実体の上に重複する可能性が示唆されている点は注意しておきたいと思う。この点は既に米沢氏も、帰化人の族制的団体としての「コホリ」は「当然地理的なクニ・アガタとダブっても良い」という形で指摘されており、^⑪従来難解な「アガタ」と「コホリ」との関係を考える上で、注目すべき一つの方向が示されているように思われるのである。この他では直接大化前代の「コホリ」について言及したものではないが、山尾氏の前説を承けて、「県」「県主」史料の全面的な再検討を試みた小林敏男氏の研究も存在している。^⑫

以上、評制施行の歴史的前提として、大化前代に既に「コホリ」と称された地方組織の存在を何らかの形で認めようと

する主要な学説について見てきたが、国県制の主張に主眼を置く井上説など、論者によって様々な相違はあるものの、その現在の大勢は、史料上に見える「県」の中には「コホリ」が少くないものとし、その内容としては屯倉を中核とする一定の領域的支配が構想されているものと理解してよいであろう。とするならば、ここに不思議に思われるのは、このような大化前代コホリ論にあって、従来、県犬養氏の氏名に含まれる「県」字が全くといってよいほど問題にはされてこなかったことである。それは恐らく県犬養氏が「アガタノイヌカヒ」氏と呼び習わされ、「コホリ」としての県とは無関係と見做されたからであろう。しかし大化前代の「コホリ」を屯倉支配との関連において理解するのなら、ここに当然想起されねばならないのは県犬養氏と屯倉との密接な結びつきである。

県犬養氏は諸国の犬養部を管掌する伴造の氏の一つであったが、その犬養部については、諸国への大量の屯倉設置を伝える安閑紀二年五月甲寅条の記事に続き、同八月乙亥朔条に「詔置国国犬養部」と見えており、さらに続いて九月丙午条には「詔桜井田部連、県犬養連、難波吉士等、主掌屯倉之税」と見えて、犬養部及び県犬養氏と屯倉との密接な関係が示されている。黛弘道氏は、これらの記事に加えて、全国の地名に「ミヤケ」と「イヌカヒ」とが近接して存在する例の多いことを示し、また県犬養氏や若犬養氏が大蔵や内蔵関係の諸氏と同族伝承を持つことを指摘して、犬養氏・犬養部が中央・地方の政治的クラの守衛を以てその本来の職掌としたことを明らかにされた。¹⁵ このように県犬養氏と屯倉との密接な関係が想定される以上、この氏の名称に含まれる「県」もまた「コホリ」として理解し得る余地は充分にあると言わねばならないのである。この県犬養氏については、従来その本貫地の推定とのかかわりで、河内国の志紀県、緋口県、茅渚県などの「アガタ」との関係が指摘されている。¹⁶ しかしこの氏の名称を見る限り、これを特定の県と結びつけて理解するよりは、むしろ県一般にかかわるものと見た方が自然であり、とすれば、『日本書紀』において屯倉設置上の画期とも言うべき位置を与えられた安閑紀に初めて犬養部・県犬養氏が登場するのは、その「県」が「アガタ」よりはむしろ「コホリ」として理解されるべきものであることを示しているように思われるのである。前節までにおいて明らかにしたように、こ

の県犬養氏を天武朝の古記録に「郡犬養」とも表記した実例の存することは、そのことを雄弁に物語っているのではあるまいか。

しかしここで当然に提出されて然るべき疑問は、この「郡犬養連」の「郡」が果して本当に「コホリ」の語を表記したものであったかという点である。我が国にあっては「郡」字は「コホリ」の訓と結合して固定したのであるから、素直にみれば、これは「コホリノイヌカヒノムラジ」と訓むのが自然であることは言うまでもない。しかしこの氏について八世紀以後には固定した「県犬養」の表記に対しては、これを「アガタノイヌカヒ」と訓むのが古くからの慣行である。八世紀にあって確かに「県」字が「アガタ・ガタ」の表記に用いられたことは、例えば『続日本紀』養老四年十一月乙亥条に「河内国堅下・堅上二郡、更号大県郡」とあることによっても疑いなく、従って、もしこの氏の名称として「アガタノイヌカヒ」が動かし難いものとすれば、大宝元年紀の「郡犬養連」についても、その「郡」字は、未だ用字法の固定しない天武朝の段階にあって、或は「アガタ」を表記するのに用いられたと見ることも不可能ではない。

しかし一方、「県」を「アガタ」と訓む例は存在しても、県犬養氏について、これが八〜九世紀に確かに「アガタノイヌカヒ」と称されたことを示す史料は管見の限り存在せず、我々に与えられているのは単に「県犬養」という文字表記に過ぎないのも事実である。しかも「県」字は単に「アガタ」を表記するばかりではなく、当時律令制郡につながるものとして考えられた、その先行形態を表現するのにも広く使用されており、『日本書紀』の古訓はこれを「コホリ」とも称している。このような点をみれば、県犬養氏の「県」を「アガタ」とするのは必ずしも自明のことではなく、ここに「郡犬養」と表記する実例が知られ、しかも他に「郡」を以て「アガタ」にあてたような実例がないのであってみれば、これはむしろ「コホリノイヌカヒ」氏としてこそ理解するのが史料に忠実な態度であると思われるのである。その場合、この「郡」字は天武朝当時の現行制度である「評」に対し、さらに前代の「コホリ」を表記する用字の一つとして用いられたものと見られ、大宝令以後、その「郡」が現行の地方行政組織に対する用字となつてからは、さらにその表記は「県犬

「養」に固定することになったのではあるまいか。^⑧一方「県」字は普通には「アガタ」の訓と結びついて固定したから、次第に県犬養氏についても、いつの頃からか、これを「アガタノイヌカヒ」と呼び習わすことが一般化したように思われるのである。これまた一つの仮説といふべきものであるが、本稿では一応このように理解しておきたいと思う。

さてもし以上の如き理解にして大過なしとすれば、この「コホリノイヌカヒ」氏の存在は、従来の大化前代コホリ論に對し、これを二重の意味において裏付けるものと言わねばならない。一つは言うまでもなく大化前代の「コホリ」の实在性そのものについてであり、今一つはそのような「コホリ」が屯倉を中核として形成されたとする点である。従来諸説に於ては、結局のところこの肝心な点があくまで推測の域に留まっており、その為は今一つ説得性に欠ける憾があったが、大宝元年紀の「郡犬養連」の表記を是認し、これを「コホリノイヌカヒノムラジ」と訓む限り、我々は右の二点について、これを認めないわけにはいかないのである。そのような「コホリ」の実態そのものについてはなお漠としてはいるが、各地の国造の支配領域に拠点的に設定された屯倉の経営が一定の展開を遂げた段階で、それが大倭政権に直結する地方政治組織としての性格を明確化し、その土地と人民に対する支配の総体に對して「コホリ」の名称が適用されたものと思われる。屯倉は御宅であり、あくまで支配の拠点としての館舎・倉庫等に立脚した名称であるのに対し、「コホリ」の呼称は元来その支配の下に編成された人的側面から發し、やがて館舎としての「ミヤケ」そのもの、またその領域支配一般を指して用いられるに至ったものであろう。米沢氏の指摘のように、我が国における「コホリ」の源流が諸国に定着せしめられた朝鮮系渡来人集団の族制的人的団体としての呼称に於たとすれば、それは一方で大倭の今來郡（高市郡）の大身狭・小身狭の屯倉の例に見るよう^⑩に、屯倉の設置とも密接に絡みあうことがらでもあったから、やがて「コホリ」の呼称が屯倉を中核とする領域的支配一般の名称へと拡大したことは、自然な経緯として充分に理解しうるのである。

恐らく、指摘されているように、そのような「コホリ」の人民支配は既に造籍をともなっていたであろう。欽明紀に見える白猪屯倉の田部の丁籍の例^⑪、或は秦人や漢人らに對する編籍の例からみて、その可能性は否定しきれないと思う。岸

俊男氏は「某戸」の形をもつ姓氏の分析を通して、我が国における編戸造籍制が、諸国に定着せしめられた朝鮮系渡来人集団、就中河内の安宿・高安両郡の地域に集住せしめられた一団への編戸に始まる可能性を指摘された²⁰。これを本稿の視角からいえば、「某コホリ」として把握された渡来人集団に対する編戸ということになり、これを端緒として、やがて「コホリ」の名称が屯倉の領域支配一般へと拡大した段階にあっては、編戸造籍の制度もまた「コホリ」一般の中へ拡大していったことが推察されるのである。

このようにして、所謂大化直前の時代にあつては、畿内を中心に各地に拠点的な「コホリ」の展開がみられたものと推考するのであるが、とすれば、さしづめ皇極紀に見える「難波郡」などはその一つの具体例として理解しうるのではあるまいか。これまで特に注意を喚起することはせずにきたが、大宝元年紀の「郡犬養連」の表記が我々に突きつけている問題の一つに大宝令以前における「郡」字使用の問題がある。かつて大化改新詔の信憑性に関して争われた郡評論争は藤原宮跡出土の木簡群によって最終的な結着をみ、大宝令の施行を境とする評から郡への移行の事実が確認されたのであるが、それはあくまで孝徳朝に始まる新たな国家的地方行政組織としての「コホリ」に関してのことである。それとは別に、何らかの実体に対して、既に大宝令前に「郡」字が使用された可能性まで否定されたわけではなく、事実ここに大化前代の「コホリ」に関して天武朝における「郡」字使用の実例が見出されたのである。とすれば、ここに改めて想起されるべきは、かつて坂本太郎氏が郡字大宝令始用説に反論する中で取り上げた難波と筑紫の大郡（オホゴホリ）・小郡（ヲゴホリ）であろう²¹。難波の大郡・小郡は皇極紀には単に難波郡としても見えるが、今『日本書紀』に見えるそれらの史料を便宜上次に一括して掲げておくこととしよう。

〔難波〕

① 欽明紀廿二年是歳条

復遣奴氏大舍献前調賦。於難波大郡。次序諸蕃、掌客額田部連・葛城直等、使列于百济之下而引導。大舍怒還。不入館舍。乘

- ② 船歸至穴門。
敏達紀十二年是歲條
天皇詔贊子大連・糠手子連、令收葬於小郡西畔丘前。
- ③ 推古紀十六年九月乙亥條
饗客等於難波大郡。
- ④ 舒明紀二年是歲條
改修理難波大郡及三韓館。
- ⑤ 皇極紀元年二月丁未條
遣諸大夫於難波郡、檢高麗國所貢金銀等、并其獻物。
- ⑥ 皇極紀元年二月戊申條
饗高麗・百濟客於難波郡。
- ⑦ 皇極紀二年七月辛亥條
遣教大夫於難波郡、檢百濟國調与獻物。
- ⑧ 孝德紀大化三年是歲條
壞小郡而營宮。天皇処小郡宮、而定礼法。
- ⑨ 孝德紀白雉二年十二月晦日條
於是、天皇從於大郡、遷居新宮。号曰難波長柄豐碕宮。
- ⑩ 孝德紀白雉三年正月朔日條
元日礼訖。車駕幸大郡宮。
- ⑪ 天武紀元年七月辛亥條

即將軍吹負、留難波小郡、而仰以西諸国司等、令進官鑰・駅鈴・伝印。

〔筑紫〕

① 天武紀二年十一月壬申条

饗高麗部子・新羅薩備等於筑紫大郡。賜祿各有差。

② 持統紀三年六月乙巳条

於筑紫小郡、設新羅弔使金道那等。賜物各有差。

右に見るように、これらはいずれも単なる地域名としてではなく、難波と筑紫における主として外交上の施設（館舎）を指すものとして用いられており、その点で『日本書紀』における他の一般の「某郡」の表記とは全く趣を異にしている。坂本氏はこの点に着目して、その名称・用字の簡単には否定しきれないことを指摘されたのであるが、この点を踏まえた上で、筆者は特に皇極紀にのみ集中して現れる「難波郡」の表記に注目したいと思う。これは一般に難波大郡・小郡の総称、またはいずれかの略称とも考えられるが、言われるように大郡・小郡の所在がそれぞれ後の東生郡・西成郡に対応し、難波宮（京）との関わりにおいて理解されるべき点があるとすれば、むしろ単一の「難波郡」こそ本来の名称であり、後に難波宮（京）の造営と関わって大郡・小郡の区別が生じたとも考えられよう。孝徳紀大化二年正月是月条所引の或本に

壞難波狭屋部邑子代屯倉、而起行宮。

と見えるが、田中卓氏はこれと前掲⑧の記事とは同一事を指すものとして、小郡は即ち狭屋部邑の子代屯倉であり、それはさらに安閑紀元年十月甲子条に、宅媛に賜わったという難波屯倉に他ならないとされた。これは恐らく妥当な考えなのであって、この狭屋部邑の子代屯倉を始め、難波の地域に設けられた幾つかの施設の有機的な複合体として、「難波郡」の実体を想定することができるのではあるまいか。「難波郡」というような郡名は後の律令制下においては存在せず、これを他の一般的な「某郡」の記載と同様に、『日本書紀』における追記的表現として簡単に否定し去ることはできない。

むしろそのような「難波郡」の形成と展開を踏まえて、孝徳朝における難波遷都は実現せられたとも言うべく、子代屯倉等の諸施設の行宮への転化を経て、やがて難波宮(京)との関わりのもとに大郡・小郡の名称分化をみたものと推考するのである。その場合、勿論孝徳紀以前に見える大郡・小郡の名称は『日本書紀』における追記的表現ということになるわけであるが、筑紫の大郡・小郡の名称が前掲のように天武二年紀に至って初めて現われる点も、間接的にそれを示しているように思う。筑紫の場合、それは恐らく宣化紀元年五月朔日条に見える那津之口の官家(ミヤケ)を承けるものであろうが、大郡・小郡の名称分化自体は、田中氏の指摘のように、やはり持続稱制前紀に見える大津宮——天智元年、鷗野讚良皇女がここで草壁皇子を産んだ——などとの関わりにおいて理解すべきものであろう。

以上、臆測に臆測を重ねたが、最後に今一つ「コホリ」と「アガタ」との関係について一言するならば、右に縷述した如き「コホリ」の展開が各地に見られた段階にあっては、旧来の「アガタ」もまた次第に一般の「コホリ」と等質化する方向に進んだのではあるまいか。井上光貞氏はカモ県主の研究を通じて、国県制が広範に実施された段階にあって、なお旧来の「アガタ」は、大倭政権の内廷に直結し、天皇家の家政に必要な物資と労働を提供する直轄領としての性格を保持したとされたが、^⑤筆者はやや力点の置き方を変えて、そのような「アガタ」としての性格を保持しながらも、次第にその「コホリ」化が進んだものとして理解したいと思う。これを県主の側からいえば、その在地首長としての独自の権限が次第に制約されていくことを意味するが、このような事態を想定することによって「県」字に対する「アガタ」「コホリ」両訓の問題も具体的に理解していくことができるのではあるまいか。先には県犬養氏の名称と用字について一応の説明を試みたが、これについても、このような「アガタのコホリ化」という観点からなお別途の説明が可能であるかも知れない。このような観点に立てば、成務朝に関する『古事記』の国造—県主、『日本書紀』の国造—稻置という相矛盾する二つの所伝についても、中田氏とはまた違った理解のもとに、二つながらに生かして考えることもできよう。即ち『記』の所伝をより古い段階の姿を伝える第一次的なものとして、『紀』の所伝は「コホリ」の一般的展開にともない「アガタ」もま

た「コホリ」化した段階の後次的な所伝として、二つを統一的に理解することが可能なように思うのである。

なお筆者は、井上氏の国県制論そのものについては、これに賛成するものではない。確かに『隋書』の倭国伝には、国造―稲置の上下二段階の行政組織とする理解がみえ、また実際に各地の国造の支配領域を割いて「コホリ」の展開がみられたのであれば、表面的には「クニーコホリ」の上下統属関係にある二段階行政組織のような観を呈しもしよう。さらに「コホリ」の支配が在地首長としての国造の力に依拠せざるを得ない面の多かつたことも事実であろう。しかし国造制があくまで在地首長を媒介にした人的・物的な貢納の体制であると考えられるのに対し、「コホリ」の支配はさらに新たな中央集権の支配への方向を胚胎しており、その点で両者は支配の原理を異にし、次元を異にするものであったと考えられる。孝徳朝の段階にあっては、そのような「コホリ」の制こそが新たな評制の類型的母体として採用され、全国化されたのであって、各地の国造層は次第にその在地首長としての権限を喪失しつつ、みずから評の官人として位置付けられていったのであった。このような点を考えれば、所謂大化前代の地方組織を国県制として認識することは甚しく実態にそぐわないように思われるのである。

- ① 中田薫「我古典の『部』及び『県』について」『法制史論集』第三卷上 一九四三年。
- ② 同氏註①論文五八三頁。
- ③ 津田左右吉「大化改新の研究」『日本上代史の研究』一九四七年二〇四頁。
- ④ 井上光貞「国造制の成立」『史学雑誌』六〇―一一 一九五二年。
- ⑤ 井上光貞「国県制の存否について」『日本古代国家の研究』一九六五年。
- ⑥ 小学館版『日本の歴史』3 (一九七四年)。
- ⑦ 米沢康「コホリの史的性格」『芸林』六一― 一九五五年。
- ⑧ 山尾幸久「大化改新論序説」(A)『思想』五二九 一九六八年。
- ⑨ 山尾幸久「県の史料について」『論究日本古代史』一九七九年。引用文は同論文註23。
- ⑩ 同氏註⑨論文二〇五頁。
- ⑪ 同氏註⑨論文五七頁。
- ⑫ 小林敏男「県・県主制の再検討(一)―『県』字の問題性―」(A)(B)『続日本紀研究』一七九・一八〇 一九七五年)、及び「同(二)―ヤマトの六県を通じて―」(A)(B)『同上』一八七・一八八 一九七六年。
- ⑬ 笠弘道「大養氏および大養部の研究」『学習院史学』二 一九六五年。
- ⑭ 笠氏註⑬論文では茅渟県との関係が指摘され、岸俊男「県大養稿宿禰三千代をめぐる臆説」『末永先生古稀記念古代学論叢』一九六七

年）は、古市郡本貫説のもとに志紀県、紺口県などとの関わりを想定している。

⑮ 『常陸国風土記』など。

⑯ 但し『新撰姓氏録』には「郡忌寸」「評首」（『坂上系図』所引逸文）

「郡首」（『右京諸卷』「評連」（和泉国神別）などの姓が見えている。

⑰ 『日本書紀』欽明十七年十月条。

⑱ 『日本書紀』欽明卅年正月朔日条、同四月条。

⑲ 『日本書紀』欽明元年八月条。

⑳ 岸俊男「日本における『戸』の源流」（『日本歴史』一九七一年九六

四年）。

㉑ 坂本太郎「大化改新詔の信憑性の問題について」（『歴史地理』八三
一 一九五二年）。

㉒ 吉田東伍『大日本地名辞書』など。

㉓ 田中卓「郡司制の成立」（山内）『社会問題研究』二一四、三一、

二 一九五二―三年）。直木孝次郎「難波小郡宮と長柄豊碓宮」（『難

波宮と日本古代國家』一九七七年）も同様の見解をとっている。

㉔ 同氏註⑳論文。

㉕ 井上光貞「カモ県主の研究」（『日本古代史論集』上 一九六二年）。

おわりに

以上、大宝元年紀の「郡犬養連」の表記を手がかりに、大化前代の「コホリ」について可能な限りの推考を重ねてきた。『続日本紀』に対する書誌学的研究の成果の一端を踏まえ、これまで全く注目されることのなかった史料に改めて注意を喚起し、それを通じて従来の大化前代「コホリ」論を裏付け、さらに発展させようとしたのであるが、何分にも推測に涉る点があまりにも多く、筆者としてはあくまで今後の研究の為の一個の作業仮説のつもりである。

文中にも明らかにしたように、本稿は二つの大きな前提の上に成り立っている。その一つは大宝元年紀の「郡犬養連」を『続日本紀』の原本文と認定する点であり、今一つはそれを「コホリノイヌカヒノムラジ」と訓む点である。前者については、少くともその共通の祖本である永正本、もしくは遡って卜部家本の本文が「郡犬養連」であったことは確かであり、さらには天武朝の古記録を踏襲した大宝元年七月壬辰条の特殊な史料的人格からしてまず間違いないことと思われるのであるが、しかし別系の古写本が伝存しない以上、なお確実とは言い切れない問題を残している。後者については、この氏の名称を一般に「アガタノイヌカヒ」氏と呼び習わしてきたこととの関係において大きな問題が残されている。この

ように本稿は極めて脆弱な基盤の上に立つものであるが、あくまで孝徳朝における全面的な建評を認める立場から、律令国家成立の前史を、国造制を打破する「コホリ」の制の展開とその全国化という観点で一貫して把握しようと試みたものである。その意図が果してどれ程に成功しているかどうか、これは読者の判断に俟つ他ないが、難波郡の問題等についてはなお考えるべき点もあり、今後さらに種々の側面から検討を重ねていきたいと思う。

(富山大学人文学部助教)

The Historical Conditions of Enforcement of *Hyōsei* 評制

—*Kohori* 郡 in the So-Called Pre-*Taika* 大化Period—

Motokazu Kamata

It has been a widely held opinion that in the so-called pre-*Taika* period the local administrative system consisted of the two institutions: *Kuni* 国 dominated by *Kuni-no-miyatsuko* 国造 and *Agata* 県 by *Agata-nushi* 県主. But there is another opinion insisting that as early as the pre-*Taika* period another local administrative institution called *Kohori* developed to a certain degree.

The aim here is to consider *Kohori* in the pre-*Taika* period and to clarify the historical conditions of enforcement of *Hyōsei*, which was, as stated in my recent article, wholly done under the reign of Kōtoku 孝徳. To begin with, I make it clear that, using the fruits of the studies on the various texts of *Shoku-nihongi* 続日本紀, the word *Agata-no-inukai-no-muraji Ohotomo* 県犬養連大侶 in the article dated on July *Jinshin* 壬辰 in the 1st year of *Taiho* 大宝 was in fact the word *Kohori-no-inukai-no-muraji Ohotomo* 郡犬養連大侶; and that *Kohori*, the prefix of this word, presumably stemmed from an original text written before the 10th year of *Tenmu* 天武. It follows that there was the *Kohori-no-inukai* clan named after the post in the pre-*Taika* period, which would substantiate *Kohori*.

From this point of view, I argue not only the details and characters of *Kohori*, but the differences and resemblances between *Agata* and *Kohori*, referring to the *Naniwa-gun* 難波郡, a case in point.

Indigo Production and Circulation in North India

during the 17th Century

—A Study on that of the Bayāna Tract—

Hironu Nagashima

Indian indigo had a very important role in the world history, being